

日の里アパート二区自治会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日の里アパート二区自治会（ＡＰ２区）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と融和をはかりつつ、ＡＰ２区
共通の文化と福祉を増進し、且つ健康的で明るく住みよい
ＡＰ２区の形成と発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の融和親睦に関する事業
- (2) 生活環境の保全・教養・健康の向上発展に関する諸活動
- (3) 福祉の充実にに関する事業
- (4) ＡＰ２区自治会公民館（分館）関連事項
- (5) ＡＰ２区自治会青少年育成会事業
- (6) 地方行政・都市再生機構・日の里地区コミュニティ運営協議会
・その他の諸機関への折衝連絡
- (7) その他ＡＰ２区自治会の目的を達成するために必要と認めた事項

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 会員は自治会費を納付する者を会員とする。
- (2) 本会は、ＡＰ５２棟からＡＰ６５棟に居住する世帯をもって構成し、
一世帯１会員とする。但し、ＡＰ６３棟・６４棟はＡＰ２区から除く。
- (3) 本会では、１２棟を棟別に分け、これを下部組織とする。

第3章 役 員

(役員構成)

第5条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置き併記した業務を行なう。

会長 1 名	副会長 2 名	会計 1 名	子ども会会長 1 名
教育文化部長 1 名	健康福祉部長 1 名		生活環境部長 1 名
民生・児童委員 1 名	主任福祉員 1 名		福祉員若干名
青少年指導員 1 名	青少年育成員 1 名		

役 員	業 務 内 容
会 長	自治会の代表・会務の統括及び処理・日の里コミュニティ運営協議会（以下コミュニティ）及びＡＰ２区福祉会会長兼務・行政事務連絡 その他
副 会 長	会長の補佐・会長の事務代行・各種会議の議事録及び集会所の使用届け・重要事項の作成保管・回覧配布物管理・日の里まつり自治会統括責任者・コミュニティ広報部会への出席 その他
会 計	会長を補佐し、自治会の会計を担当する。
教育文化部長	各種催し物・レクレーション等の運営企画・コミュニティ教育文化部会への出席・自治公民館長兼務 その他
健康福祉部長	体育活動の推進。各種のスポーツ大会等の参加者の募集及びその運営・コミュニティ健康福祉部会への出席 その他
生活環境部長	一斉清掃・街灯その他環境に関わるすべてのものについて企画運営・分別収集・コミュニティ生活環境部会への出席 その他
その他の役員	町内の専門機関としての各種活動。 その他

（役員の選出）

第6条 役員及び委員の選出は、次の方法で選出する。

- (1) 次年度役員の選出は、原則として立候補選挙制とする。
但し立候補無き場合は各棟より適任者の推挙を行なう。
上記の手順をふみ、なお役員の充当が出来ない場合は、
細則に定める方法で選出する。
- (2) 役員に欠損が生じたときは、役員が居住していた棟より
選出し棟長会において承認することができる。
- (3) 子ども会会長については、子ども会の選出にゆだねる。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は1年（4月1日から3月31日）とする。

- (1) 但し、各種団体等との兼ね合いで任期を延長することもできる。
- (2) 役員はその任期終了後においても新役員が就任するまではその任務を行なわなければならない。
- (3) 補欠就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。
- (4) 会長・副会長・会計の再任・留任は原則として認めない。
- (5) 次年度の役員の選出において、各棟で役員が決定されなかった場合に限って自治会に委ねる。

第4章 総会及び役員会

(総会)

第8条 総会は、自治会の最高決議機関とする。

(通常総会)

第9条 本会は毎年4月又は5月に総会を開く。

(決定事項)

第10条 総会に於いてなすべき事項は、次の通りである。

- (1) 事業報告の認定及び事業計画の承認
- (2) 決算の認定・予算の承認
- (3) 規約改正の決議
- (4) 役員の承認
- (5) その他必要事項

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、全会員の3割以上の要請があった場合又は役員の承認を得て会長が必要と認めたときに開くことが出来る。

(成立)

第12条 総会は全会員で構成する。但し欠席者は議長に全権委任したものとみなす。
(2) 総会の表決は出席者の過半数でこれを決する。

(役員会)

第13条 役員会のメンバーは会長、副会長×2、会計、子ども会会長、教育文化部長、健康福祉部長、生活環境部長、青少年育成員、青少年指導員、主任福祉員、民生・児童委員で構成する。
役員会は日の里まつり企画、総会資料作成または重要な議題検討が必要なときに会長が招集して開催する。

第5章 棟長会

(棟長会)

第14条 棟長会は、総会に次ぐ自治会の決定機関とする。

(棟長)

第15条 棟長会は役員及び各棟より選出された者（棟長）で構成する。
棟内から棟長を選出できない場合は他棟から代理棟長を選出できる。
(2) 棟長は、原則として1年の任期とする。ただし棟の都合により
前期及び後期に分け棟長を選出してもよい。
前期（4月から9月） 後期（10月から3月）
(3) 棟長会は、原則として毎月1回（第3土曜日 19:30から）行う。

(業務・表決)

- 第16条 棟長会は全棟長の出席を義務づける。やむを得ず棟長会に出席できぬ場合必ずその棟より代理人を出席させる。
もし欠席のあった場合、その決議権を放棄したものと見なし棟長会の決定に従うものとする。

(決議)

- 第17条 棟長会に於いてなすべき事項は次の通りである。
(2) 役員の承認（補欠役員の補充）
(3) 地区運営に関し、住民への伝達事項
(4) その他必要事項

第6章 会 計

(経費)

- 第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入を持ってこれを支弁する。

(会費)

- 第19条 会費は、会員が負担し、原則として1,000円/3ヶ月（四半期）とする。
(2) 会費は会員になった翌月より退会する月まで納入しなければならない。
(3) 平成22年度より実施する。
(4) 会費は四半期末の6月、9月、12月、3月に徴収する。
(5) 四半期末以外の入会、退会時の会費は350円/月として算出する。

(会計)

- 第20条 役員の手当てについては別に定める細則によって行動費を支給する。
(2) 本会の運営のために行動した場合には、別に定める細則によって行動費を支給する。

(会計監査)

- 第21条 本会には、会計監査員を2名置く。
(2) 会計監査員は、徒前に本会の会計経験者及び現棟長の中より1名を棟長会にて選出し、監査員とする。

(会計年度)

- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 補 助

(補助金)

- 第23条 本会は、町内において活動する諸団体に対して、総会の承認を得て補助金を支給することが出来る。

第8章 雑 則

第24条 本会の会則に定めなき必要な事項は、棟長会において処理し、次期総会において報告するものとする。

第25条 本会の細則は別に定める。

附 則

- (1) この規約は昭和53年10月1日より施行する。
- (2) この規約は平成元年5月13日に改正、平成2年4月1日より施行する。
- (3) この規約は平成2年12月8日に改正、平成2年12月8日施行する。
- (4) この規約は平成3年4月13日に改正、平成3年4月13日施行する。
- (5) この規約は平成6年5月21日に改正、平成6年5月21日施行する。
- (6) この規約は平成10年4月11日に改正、平成10年4月11日施行する。
- (7) この規約は平成16年4月9日に改正、平成16年4月10日施行する。
(但し第5条に関して体育及び文化環境部長は、平成10年度のみ2名とする)
- (8) この規約は平成17年4月9日に改正、平成17年4月9日施行する。
- (9) この規約は平成21年4月25日に改正、平成21年4月25日施行する。
- (10) この規約は平成22年1月16日に改正、平成22年4月1日施行する。
- (11) この規約は平成29年4月22日に改正、平成29年4月22日施行する。
- (12) この規約は平成30年4月28日に改正、平成30年4月28日施行する。

細 則

(手当)

第1条 規約第20条の手当は年額で次のとおりとする。

会 長	50,000 円	副 会 長	20,000 円	会 計	20,000 円
教育文化部長	12,000 円	健康福祉部長	12,000 円	生活環境部長	12,000 円
子ども会会長	5,000 円	青少年育成員	5,000 円	青少年指導員	5,000 円
民生・児童委員	5,000 円	主任福祉員	12,000 円	福 祉 員	5,000 円
監 査 委 員	1,000 円	議 長	3,000 円		
棟 長	6,000 円 (半期の場合は半額)				

(代理棟長手当は棟長と同額とする。2棟のときは2棟分を支給する。半期の場合は半額)

(行動費)

第2条 規約第20条の2項の行動費は実費を支給する。

(弔意)

第3条 会員の葬祭にあたっては、本会として次により香典を供える。

香典料 5,000 円

(弔意の連絡対応)

第4条 会員で不幸等が生じた場合は、会長・副会長・会計・該当する棟長のいずれかに連絡すること。

(2) 会長・副会長・会計は御通夜又は告別式に出席すること。

(3) 葬祭事に遺族からの要望があれば町内として協力する。

(4) 御通夜・告別式には棟内の会員が参加するのが望ましい。

(役員の選出)

第5条 規約第6条に於いて、役員の選出が出来ない場合は役員選出委員会を設けて選出する。役員選出委員会は役員会メンバーおよび役員経験者で構成する。

(1) 三役は現部長、委員または部長、委員の経験者を主に推挙選出する。

部長、委員の中から選出出来ない場合は全会員の中から人材を発掘し選出する。

(2) 部長、委員は各棟輪番制で選出する。輪番の棟は会員（水光会を除く）が30世帯数になる棟数にする。

(平成22年度役員は55, 56, 57, 58, 59棟から選出する。)

輪番棟から選出できない場合は全会員の中から人材を発掘し選出する。

(3) 上記の手順をふみ、尚、役員の充当が出来ない場合は、現役員会に一任する。さらに、自治会員は役員就任依頼に対して諾否を任意に選ぶ事が出来る。

(附 則)

(1) この細則は昭和53年10月1日より実施する。

(2) この細則は平成3年4月13日に改正、平成3年4月13日より実施する。

(3) この細則は平成17年4月9日に改正、平成17年4月9日より実施する。

(4) この細則は平成18年4月8日に改正、平成18年4月8日より実施する。

(5) この細則は平成21年4月25日に改正、平成21年4月25日より実施する。

(6) この細則は平成22年1月16日に改正、平成22年4月1日より実施する。

(7) この細則は平成29年4月22日に改正、平成29年4月22日より実施する。

(8) この細則は平成30年4月28日に改正、平成30年4月28日より実施する。